



●事業承継に向けたステップ●

- ステップ1 事業承継に向けた準備の必要性の認識
 - ステップ2 経営状況・経営課題等の把握(見える化)
 - ステップ3 事業承継に向けた経営改善(磨き上げ)
 - 親族内・従業員継承
 - 社外への引継ぎ
 - ステップ4 事業承継計画策定 マッチング実施
 - ステップ5 事業承継の実行 M&A等の実行
- ポスト事業承継 (成長・発展)

プレ承継

事業承継ガイドライン 承継に向けたステップ

中小企業庁は、中小企業経営者の高齢化の進展を踏まえ、円滑な事業承継を通じた中小企業の活性化を図るために、事業承継に向けた早期・計画的な準備の重要性や課題への対応策、事業承継支援体制の方向性等について取りまとめた「事業承継ガイドライン」を策定しました。そこで今回は、事業承継ガイドラインの概要について取り上げます。

中小企業に蓄積されたノウハウや技術といった価値を次世代に受け継ぎ、世代交代によるさらなる活性化を実現していくためには、円滑な事業承継は極めて重要な課題です。同ガイドラインには、事業承継に向けて踏むべき5つのステップや、事業承継に伴う課題と対策など、事業承継に向けた知識が盛り込まれております。

中小企業経営者の高齢化が進み、今後5年から10年程度で、多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えるとしています。

中小企業に蓄積されたノウハウや技術といった価値を次世代に受け継ぎ、世代交代によるさらなる活性化を実現していくためには、円滑な事業承継は極めて重要な課題です。同ガイドラインには、事業承継に向けて踏むべき5つのステップや、事業承継に伴う課題と対策など、事業承継に向けた知識が盛り込まれております。

①ステップ1・事業承継に向けた準備の必要性の認識
後継者教育の準備にかかる期間を考慮し、経営者が概ね60歳に達した

(親族内・従業員承継の場合)
④ステップ4・事業承継計画の策定



商品価格の表示ミス 売買契約は成立するか ——その価格で売らなければならぬ?

ネット通販大手のAmazonの一部の商品で、通常の10分の1以下の価格を表示するミスがあり、注文が殺到しました。こういった場合、安い価格を見て注文した人は、その価格で購入できるのか、言い換えると、売り主、買い主の間にどのような契約が成立するのか、取消や無効の主張はできるのか——などということが問題になります。そこで今回は商品価格の表示ミスと売買契約について考えてみます。

例えば、パンフレットに誤った代金を表示してしまった場合に、お客様から「表示した代金で販売しろ。それが会社の責任だ」と言われるケースも想定されます。しかし、この場合、事業者は、お客様にパンフレットに表示した代金は、間違つて表示されたものであることを説明し、誤表記での価格で販売することはございませんので、予めご了承下さい。

改めて正しい代金で申し込んでいただくことができます。

一般的にパンフレットは、「申し込みの誘引」とされており、お客様に商品を買っていただくよう「誘引」に商品を買つてもらいます。そして、お客様から申し込みをしてもらい(申込書や申込金の提出)、事業者がそれを承諾(申込金の受理)して売買契約が成立します。このためパンフレットに代金を表示しただけで、その代金で販売する義務が生じるわけではありません。

しかしながら、当然のことですが、その価格を見て商品を購入しようとされたお客様にはお詫びしなければなりませんし、対応次第では「おとり広告」との疑惑が生じかねません。

■ウェブ取引での誤表示
ウェブ上の取引においては、「錯認によってなされた契約は無効」とされています。このことから、ウェブ上で商品価格をミス表示してしまった場合は、「この契約は無効だ」と主張できそうな気がします。しかし、この根拠となる民法の条文には「ただし、表意者に重大な過失があったときは、その無効を主張することができない」(民法第95条但し書き)とあります。

誤認無効の主張が認められるためには、重大な過失(重過失)のないことが必要ですが、基本的にウェブ上で販売している事業者にとって、最も重要な留意事項の一つである価格の部分でのミスは、「重大な過失」に該当すると解釈される可能性が高く、その場合、事業者は原則として誤認無効を主張できません。

一方、注文者が当該商品の表示価格が誤表示であると認識していた場合には、例外的に事業者は誤認による無効の主張ができます。その場合、商品の持つ性質、また一般流通価格との格差により判断が異なります。例えば、「98000円」の商品を「89000円」と表示しても、お客様はそれが誤表示とは気づかないと思いますが、「980円」と二

頃には事業承継に向けた準備に取りかかることが望ましいといえます。
②ステップ2・経営状況・経営課題等の把握(見える化)
事業を後継者に円滑に承継するためのプロセスは、経営状況や経営課題、経営資源等を「見える化」(可視化)し、現状を正確に把握することから始まります。

現状把握は、身近な専門家や金融機関等に協力を求めた方がより効率的です。正確で適正な決算書の作成をはじめ、知的資産等の適切な評価なども必要といえるでしょう。

③ステップ3・事業承継に向けた経営改善(磨き上げ)
現経営者は経営改善に努め、より良い状態で後継者に事業を引き継ぐ姿勢を持つことが望ましいといえます。事業承継の前に経営改善を行い、後継者候補となる者が後を継ぎたくなるような経営状態まで引き上げておくことや魅力作りが重要です。

この「磨き上げ」の対象は、業績改善や経費削減にとどまらず、商品やブランドイメージ、優良な顧客、人材、知的財産権や営業上のノウハウなども含みます。

会社の10年後を見据え、いつ、どのよう、何を、誰に承継するのかについて、具体的な計画を立案します。また、M&A等のマッチング実施(社外への引継ぎの場合)の検討も重要です。後継者不在等のため、親族や従業員以外の第三者に事業引継ぎを行う場合、売り手はステップ1～3の行程を経た後、買い手とのマッチングに移行します。

⑤ステップ5・事業承継の実行
ステップ1～4を踏まえ、把握された課題を解消しつつ、事業承継計画やM&A手続き等に沿って資産の移転や経営権の移譲を実行します。
■ポスト事業承継
事業承継実行後(経営交代実行後)には、後継者が新たな視点をもつて従来の事業の見直しを行い、中小企業が新たな成長ステージに入ることが期待されます。

経営者の交代があつた中小企業においては、交代がなかつた中小企業よりも経常利益率が高いという報告もあり、事業承継を円滑に行うことできれば、事業の成長の契機となる可能性があります。しかしながら、事業承継に失敗すれば、事業の継続自体が危ぶまれるケースも出でてきますので、将来を見越した準備を早めに進めておく必要があるでしょう。

桁も安い価格であれば、「特別価格」「激安」といった趣旨のキャッシュカードがなければ、注文者はその価格が誤表記であると認識した上で注文をしたと推測されます。

つまり、「いくら何でも間違いと気づくでしょう」というような誤表示については、誤認無効を主張できる可能性は高いといえます。このような場合、丁寧にお詫びした上で、注文のキャンセルは可能ですが、商業的な判断から注文者にはお詫びの商品券を送つたり、ポイントを付与するなどの対応をするケイズが多いようです。

このような場合、丁寧にお詫びした表示ミスにより莫大な損害を被るケースも少なくありません。ネット通販においては、電子商取引のリスクを十分認識した上で、まずは誤表示の発生を防ぐため、二重のチェック体制を整えたり、仕入システムを導入するなどの対策が有効でしょう。それとともに、利用規約や受注確認メールの内容、お客様へのご説明内容等について、もう一度見直すことが重要といえます。

確定申告 Q & A

確定申告の時期には全国で2,000万人を超える納税者の方々が確定申告を行います。そこで、この時期に税務署への問い合わせが多い項目についての一般的な回答を掲載しましたので、確定申告の際の参考にして下さい。(国税庁HPより一部抜粋)

Q. 所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がある人は、どのような人ですか。

A. 所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がある方は次のような方です。

① 給与所得がある方

給与所得者の大部分の方は、「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されますが、申告は不要ですが、一定の要件に当てはまる方は確定申告が必要です。(P. 1 参照)

② 公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方は、確定申告が必要です。

ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

(注1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

(注2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ね下さい。

(注3) 公的年金等に係る確定申告不要制度について、平成27年分以後から外国の年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける方は、この申告不要制度を適用できることとなっています。

③ 退職所得がある方

退職所得については、一般的に、退職金の支払いの際に支払者が所得税及び復興特別所得税を徴収する源泉徴収だけで所得税及び復興特別所得税の課税は済まされますので、その退職所得について申告は不要です。

ただし、外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものについては、確定申告が必要です。

④ ①～③以外の方の場合

各種の所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から所得控除を差し引いた金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告が必要です。

(注) 土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得等、山林所得など一定の所得に係る税額については他の所得金額と合計せず、分離して計算します。

Q. 所得税及び復興特別所得税の確定申告で、誤りの多い事例にはどのようなものがありますか。

A. 次のような誤りが多く見受けられますので、ご注意下さい。

国外所得の申告漏れ

居住者(非永住者以外の者)は、海外で得た所得(例えば、国外で支払われる預金等の利子や、国外にある不動産の貸付・譲渡による収益、国外の法人等に対する出資に係る収益など)を合わせて申告する必要があります(外国の税務当局に申告した所得も申告が必要となります)。

副収入の申告漏れ

インターネットによるサイドビジネスなどで得た所得も合わせて申告する必要があります。

一時所得の申告漏れ

生命保険会社などから、満期金や一時金を受け取られた方は、その収入が一時所得として申告する必要がないか、生命保険会社などから送付された書類で、もう一度確認して下さい。

医療費控除の計算誤り

薬局で購入した日用品については、医療費控除の対象になりません。

高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金や生命保険会社・損害保険会社からの入院給付金などで補てんされる金額は、支払った医療費の額から差し引きます。

寄附金控除の適用漏れ(ふるさと納税を行った方)

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、ふるさと納税を行った年分と同じ年分の確定申告を行う場合には、ふるさと納税の金額を含めて寄附金控除額の計算を行う必要があります。

地震保険料控除の適用誤り

地震等損害保険契約以外の保険料について地震保険料控除の適用はありません(平成18年12月31日までに締結し、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないなど一定の旧長期損害保険契約等を除きます)。

寡婦控除、寡夫控除の適用漏れ

寡婦、寡夫に該当する方は「寡婦控除」、「寡夫控除」が受けられます。

配偶者特別控除の適用誤り

合計所得額が1,000万円を超えている方は「配偶者特別控除」を受けることができません。

また、配偶者控除を受ける方(配偶者の合計所得額が38万円以下の方)は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

基礎控除の記載漏れ

基礎控除は全ての方に適用されますので、必ず記入して下さい。

復興特別所得税額の記載漏れ

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意下さい。

なお、還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

平成28年分以降の確定申告とマイナンバーについて

平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバー(12桁)の記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

【本人確認書類の例】例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

昨年1月は平成29年度税制改正大綱が決定。国会に税制改正関連法案が提出され、3月末までに成立する予定です。まずは、中小関係の主な改正の概要を把握しておきましょう。

■設備投資を促進する税制

①中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が利用できる固定資産税特例の対象（現行は機械装置）に、飲食店、サービス業等で利用される一定の器具備品（冷蔵陳列棚、介護用アシストスツール等）・建物附属設備（空調設備等）が追加されます。

②中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、「中小企業経営強化税制」を創設。対象設備に一定の器具備品・建物附属設備が追加されます（現行の中小企業投資促進税制の対象は機械装置、ソフトウエア等）。

③中小企業投資促進税制（器具備品は除外）、商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、適用期限が2年間延長されます。

稅務
6521
三一

◆平成29年度税制改正大綱◆

中小企業関係の主な改正事項

(1) 政府の投資への支援措置など

- 所得拡大促進税制の拡充
企業は、前年度と比べて2%以上の賃上げを行った場合、現行の10%の税額控除に加えて、前年度からの給与増加額の22%の税額控除が上乗せされます。
- 研究開発税制の拡充
中小企業の試験研究費の増加率が5%超の場合、試験研究費の増加に応じ、控除率を12～17%上乗せする仕組みが導入されます（現行12%）。
- 事業承継税制の拡充
事業承継税制（非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予）について、人手不足を踏まえた雇用要件の見直し、早期取組を促すための生前贈与の税制優遇強化が図られます。
- 租税特別措置要件の見直し
大企業並みの多額の所得を得ながら中小法人課税の対象となる企業が存在することを踏まえ、3年平均15億円超の所得がある企業は、平成31年度以降適用対象外とされます。

2月の税務と労務

稅務一

売上の数値目標は誰が立ててあるでしょうか。人間は与えられた目標にはモチベーションを感じません。いくら「売上を上げろ！」「利益を出せ！」と叱咤激励しても内心は白けているかもしれません。また、達成不可能な高い目標を与えても、社員のやる気が失われる原因にもなります。▼まずは社員自身に売上目標を設定させてみてはいかがでしょうか。売上・利益の目標を自ら設定させることは、自主的な社員を育てる効果的な

社員自ら売上目標を

教育法です。はじめは見込みの甘い目標設定になるかもしれません。その時は経営者が横について一緒に考え、修正してあげればいいのです。徐々に現実的な目標を立てるようになります。▼社員一人ひとりが売上・利益を獲得できるようになれば、会社の体質を改善させることができます。社員自身も成果を出すことで、会社が自然と発展するだけでなく、働く社員自身も未来に向かって夢と希望を感じるようになるでしょう。

★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（方消費税）
申告期限…2月28日

★6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…2月28日

★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月28日

★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月：除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算区分）（消費税・地方消費税）
申告期限…2月28日

—労務—

★健保・厚保の保険料の納付
納期限…2月28日

①長時間労働・過重労働

・人員不足のため、毎日7時間程度の残業を行つており、月100時間を超える残業を行つてている。労働時間は自己申告により管理しており、パソコンに入力していくが、上司が自分のチームの残業削減を業績目標としているため、残業が少なくなるよう改ざんしている。

②賃金不払・残業

・入社時に「残業を指示した時間以外は残業代を支払わない」と説明を受けた。実際に勤務したところ、毎日3時間程度の残業があり、時間外に勉強会や会議が設定されるが、残業代は毎月定額で1万円しか支払われない。労働時間はタイムカードで管理するところになつていて、仕事が終わっていない人の分も含めて、誰かが定時過ぎに全員分をまとめて打刻している。

③休日・休暇

労務
コラム

「過重労働解消相談ダイヤル」 主な相談事例

規則で1年以内（当年）しか取得できないと定められている。また、有給休暇の取得を会社に請求する際には、上司に理由を言って認めてもらう必要がある。

◇

相談件数は合計712件で、主な相談内容としては、長時間労働・過重労働が340件(47.77%)、賃金不払・残業が305件(42.8%)、休日・休暇が53件(7.4%)となりました。

相談する人は、労働者本人が432件と全体の約6割を占めていますが、労働者の家族が199件と27.9%を占める結果となっています。

労働者本人だけでなく、家族からの相談も多く寄せられている実態が明らかになりました。

過重労働を防止するためには、労働時間を適正に把握することが第一歩です。この機会に各事業場で点検を行い、問題があれば早急に改善しましょう。

企業が53・8%となっています。中小企業では大企業よりも65歳まで働くことのできる仕組みの導入が進んでいる様子がうかがえます。

希望者全員が65歳以上まで働く企業の具体的な措置をみると、希望者全員65歳以上の雇用継続制度を導入している割合が高くなっていますが、定年を65歳以上としている割合は全体で16・0%となっています。

また、この定年を65歳以上としている企業（16・0%）の内訳を見てみると、65歳定年が14・9%、66～69歳定年が0・1%、70歳以上定年が1・0%となっています。定年の年齢を70歳以上としている企業もありますが、全体的には65歳としている企業が多くを占めています。

■企業が多くを占めています。

定年を65歳以上としている企業の割合は全体の16.0%

の引上げが16・1%、継続雇用制度の導入が81・3%となり雇用確保措置をとっている企業が大半を占めています。また、31人以上規模の企業における常用雇用者数は約3049万人ですが、そのうち、60歳以上の常用雇用者数は約325万人で10・6%を占めています。これらを雇用確保措置の義務化前の平成21年を100とした比率でみると、常用雇用者数は約115%増となっていますが、60歳以上の常用雇用者数については約150%増となっています。

労働者全体の中に占める高年齢者の割合が増加していることがよく分かるように、企業においては、高齢者の活用に向けて、労働環境を整備したり、業務内容を再設計することがこれまで以上に期待されま

厚生労働省は平成28年の高年齢者の雇用状況の集計結果を公表しました。それによると、希望者全員が65歳以上まで働くことのできる企業の割合は74・1%となつており、企業

<p>教育法です。はじめは見込みの甘い目標設定になるかもしれません。その時は経営者が横について一緒に考え、修正してあげればいいのです。徐々に現実的な目標を立てるようになります。▼社員一人ひとりが売上・利益を得ることができるようになります。会社の体质を改善させることができます。社員自身も成果を出すことで、会社が自然と成長するだけでなく、働く社員自身も未来に向かって夢と希望を感じるようになるでしょう。</p>	<p>★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…2月28日 ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…2月28日 ★6月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉…半期分 申告期限…2月28日 ★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…2月28日 ★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2カ月分)〈消費税・地方消費税〉 申告期限…2月28日</p>	<p>★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…2月28日 ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…2月28日 ★6月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉…半期分 申告期限…2月28日 ★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…2月28日 ★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2カ月分)〈消費税・地方消費税〉 申告期限…2月28日</p>
--	---	---